

入札監理小委員会における審議の結果報告 地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が数多く実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、第 52 回施設・研修等分科会でヒアリングを行った結果、選定された事業である。（公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表に初めて記載された新規事業）
 - ・ 第 52 回施設・研修等分科会における審議の結果報告～該当部分抜粋～
 - 「地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務」について、現状の仕様書では業務量や求める質が明確ではなく、新規事業者には積算が難しいと思われる。また、業務内容として性格の異なる業務が混在しており、発注単位の精査が必要ではないか。今後、「仕様書及び発注単位の総点検」等に取り組まれる上で、実効性・公平性を確保し、ノウハウを他の類似業務へも活用するという観点から、民間競争入札の導入を検討してはどうか。
- ヒアリング後、機構及び文部科学省と事務局とで調整の結果、「地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務」を以下の 3 つの契約に分割し、①と②を市場化テストの対象事業とすることを、第 57 回施設・研修等分科会で報告
 - ①地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務
 - ②地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務
 - ③多重バリアの評価研究に関する業務（請負→派遣へ変更）
- 対象施設
 - ア）地層処分基盤研究施設（エントリー）：
 - 放射性物質等を取り扱わない一般施設
 - イ）地層処分放射化学研究施設（クオリティ）：
 - 放射性同位元素使用施設等における放射線発生装置、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの使用、貯蔵、運搬及び廃棄に係る施設
 - ウ）プルトニウム燃料第一開発室（P u－1）：

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの使用、貯蔵、
廃棄及び運搬に係る施設

- 本事業は、上記の３施設（ア・イ・ウ）における核種移行試験等に関連する業務を行う。
 - ・ 核種移行研究に関する試験業務
 - ・ 核種移行試験に関連する装置等の管理、文書・記録の作成
 - ・ 放射性同位元素等及び核燃料物質等の管理に関する業務
- 受託者の決定方法として総合評価落札方式以外の落札者決定方式を採用

２．市場化テストの実施に際して機構が行った取組について

- 入札スケジュールの見直し（公告期間 14 日間以上→20 日間以上）
- 業務量（作業時間・頻度）を明示し、作業内容を詳細に開示。入札説明会を実施。
- 入札参加資格要件（技術要件）の具体化
- 受注可能な事業者の把握
- 作業内容と必要な資格・所要人数との関係の明確化
- 必要な成果（品）・質の設定

３．実施要項（案）の審議結果について

【論点１】

「業務に必要な資格等」として、資格等ごとに必要な人数を指定しているが、求める資格等は必要最低限とすべき。

【対応１】

資格等ごとに人数を指定するのではなく、資格が必要な作業ごとに有資格者を従事させるよう、記載を見直した。（資料 11－２ 62, 71/93 ページ）

【論点２】

業務に必要な資格として「甲種危険物取扱者」を指定しているが、扱う可能性のある危険物を整理して、必要最低限の資格となるよう検討すること。

【対応２】

「危険物に相当する薬品の取扱いは、該当する類の乙種危険物取扱者若しくは甲種危険物取扱者に行わせるか又は監督させること」「なお、本業務においては、第１類から第６類までの危険物に相当する薬品を使用する可能性がある」とした。（資料 11－２ 71/93 ページ）

【論点 3】

実施要項の「別紙 7 技術提案書」の記載例において、業務従事予定者が全員「雇用」されていることが前提の書きぶりとなっているが、雇用である必要があるのか。

【対応 3】

「雇用」である必要はないので、「雇用」に関する記載を削除した。(資料 11
ー 2 62/93 ページ)

4. パブリック・コメントの結果

平成 29 年 11 月 2 日から 11 月 16 日までの間のパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以 上